

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良）に係る面談
2. 日時：令和5年7月6日（木）13時30分～15時10分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
正岡企画調査官、椎名係長、山下専門職
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当3名（Web会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当6名（Web会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良）について、資料に基づき、主に以下の説明があった。

○原子力規制庁は、説明を受けた内容について、主に以下のコメント等を伝えた。

<実施計画変更認可申請書関係>

- 今回の工事によって、撤去はしないものの使用を停止し、安全上の機能が喪失するタンク等について、実施計画及び規制上の位置づけを整理すること。

<まとめ資料関係>

- 本年5月19日の面談で伝えた内容（5・6号滞留水低減対策の全体計画や認可後に実施予定の配管追設・撤去等の工事内容の詳細）が示されていないため、示すこと。
- 措置を講ずべき事項への適合方針のみが記載されている項目について、本申請において当該適合方針のどの部分が該当するのか示すとともに、具体的な設計内容や対応策等について記載すること。
- 措置を講ずべき事項「Ⅱ. 6. 電源の確保」に関して、現在のポンプの電源周り（遮断機等を含む）の設計に変更があるかどうかを示すこと。
措置を講ずべき事項「Ⅱ. 8. 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理」に関して、廃棄物の線量率別の発生量が分かるように示すこと。
- 措置を講ずべき事項「Ⅱ. 9. 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理」に関して、滞留水の線量が低いといえる根拠並びに機器の材料及びその材料の選定が適切である根拠を示すこと。
- 措置を講ずべき事項「Ⅱ. 12. 作業員の被ばく線量の管理等」及び「Ⅱ. 13. 緊急時対策」について、工事に伴う作業時だけでなく、運転時及び保守時における対応も示すこと。
- 措置を講ずべき事項「Ⅱ. 14. ①準拠規格及び基準」に関して、新たに敷設する移送配管の仕様を示した上で、適用する規格・基準を示すこと。

- 措置を講ずべき事項「Ⅱ. 14. ⑦運転員操作に対する設計上の考慮」への適合性を確認するために、移送ポンプの具体的な操作方法を示すこと。
- 措置を講ずべき事項「Ⅱ. 14. ⑧信頼性に対する設計上の考慮」に関して、移送ポンプの容量の減少が滞留水の水位管理に悪影響を与えないことを示すこと。また、水撃評価に用いている水理公式の適用範囲を示した上で、当該公式が本申請に適用できるとする根拠を示すこと。
- 措置を講ずべき事項「Ⅷ. 実施計画に係る検査の受検」に関して、新たに敷設する配管や取り替えるポンプは使用前検査対象設備であることから、検査における確認項目を示すこと。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』該当項目の整理表（案件：5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良）
- 特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項についてへの適合性について（5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良について）

（参考）

福島第一原子力発電所における循環注水冷却・滞留水等に係る定例会（令和5年05月19日）

<https://www2.nra.go.jp/disclosure/meeting/FAM/140003093.html>

以上